

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
1	B 地方に対する規制緩和	その他	地方自治法施行規則に定める歳出予算節の義務付けの規制緩和	地方自治体の歳出予算の節について定めた地方自治法施行規則第15条第2項「節の区分は、別記のとおり定めなければならない」の規定について、地方自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。	現行、地方自治法施行規則において、歳出予算の執行科目(節)が義務付けられている。このため、地方自治体の財政状況を把握するために総務省が実施する地方財政状況調査(決算統計)その他予算・決算関連事務において、当該執行科目を当該調査項目に応じて分析する必要がある。【決算統計上の分類(地方自治法上の節):人件費(給料、職員手当等)、物件費(賃金、旅費、需用費等)、補助費等(報償費、役務費のうち保険料、負担金等)、普通建設事業(給料、職員手当等、委託料、工事請負費等)】。また、近年、財政のマネジメント強化のため、総務大臣から統一的な基準による地方公会計の整備促進、具体的には固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成、予算編成等への積極的活用が要請されている。固定資産台帳や複式簿記の運用に当たっては、歳出予算の執行科目(節)を複式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要がある。両事務とも、ICTを活用することで、分析の省力化が図られるものの、分析そのものの削減には至っておらず非効率的な面がある。	地方自治体が、実情に応じ、固定資産台帳の更新や複式簿記の運用に適した歳出予算の執行科目(節)を設定することで、分析の事務を効率的に行うことができ、決算統計等の予算・決算関連事務の簡素化・迅速化、複式簿記の仕訳に係る事務負担の軽減等につながる。また、複式簿記の仕訳の事務負担等が軽減されることで、現在、地方自治体における財務諸表の作成方法の主流である期末一括仕訳から日々仕訳への転換が進み、財務情報等を迅速に住民に公開できる態勢が整う。	地方自治法施行規則第15条第2項	総務省		資料①地方財政状況調査の節分析資料②統一的な基準による地方公会計の整備促進(平成27年1月23日付け総務第14号総務大臣通知)資料③複式簿記の仕訳分析資料④決算分析、複式簿記仕訳の簡素化資料⑤統一的な基準による地方公会計マニュアル(平成27年1月総務省)(日々仕訳、期末一括仕訳について)	豊橋市	○統一的な基準による地方公会計制度では、複式簿記による仕訳作業において収益的支出と資本的支出を区分する必要がある。歳出予算の執行科目(節)単位では、当市が採用している期末一括仕訳処理において、システムを用いて自動仕訳することができず、整理仕訳作業を伝票単位で行う事務負担が生じている。
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起り、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。	・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもとめる命令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		矢中町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小瀬戸町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和水町、菊陽町、南阿蘇村、水川町、津奈木町、鍋町、大分県、杵築市、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高瀬町、高瀬町、高瀬町、新富町、西米良村、木城町、川南町、郡農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中津年町、南種子町、薩久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、和名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、産間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。 ○昨年度は、当市においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。 ○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給書類等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもとめる命令第13条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第28条ただし書きに基づき実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない者」を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。 ○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報の利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると考える。 ○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
20	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、予防接種に関する記録に関する情報がある。 しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考え。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。 また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。	適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令第12条の2	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		<p>矢野町、ひたなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美祿市、福岡県、直方市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、佐々木町、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南阿蘇市、和木町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小倉市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高瀬町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
											宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇城村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖繩県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常陸市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市	○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税額から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のために提案に同意する。
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇児06号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇児1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の準備等の取扱いについて(平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながるかと認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置) (1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。 扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。 〇当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、照会認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。情報照会が可能となることで、利用者側にも求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	
249	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二 9、119	内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、浜賀町、高槻市、熊本市	〇本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる可能性がある。 〇本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。		
297	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化 通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなりますが、これを受付可能にすること。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われないため、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。	【制度改正の経緯】 ・転居等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書等最新でない申請書IDが記載された申請書で、住民が申請を行うとマイナンバーカードが作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市区町村を跨ぎ異動後に、転入前に通知カードとともに送付された最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市区町村へ送付され、転入前市区町村が転入市区町村へ、当該カードを廃棄した旨を連絡する必要がある。 等事務が煩雑となっている。 また、外国人住民による在留期間更新前の交付申請について、在留期間更新前に作成された通知カード付属の申請書を用いた申請については受付可能である。しかし、在留期間更新を迎え在留期間を更新した後に、既に送付されている申請書で交付申請を行い、かつ、同時に市区町村側が当該住民の申請書IDを更新した場合は、J-LIS から当該住民の情報提供を受け、市区町村がJ-LIS へ在留期間等満了に伴う申請依頼を行ったとしても、当該住民の申請を受け付けられず、同通知のサービスが利用できない。 【支障事例】 【住民側】 上記によりカードを申請したが作成されない住民が出ている(月10件程度) (市区町村側) 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書ID が記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生している。 外国人住民が入国管理局等で在留期間更新の手続を行った際、市区町村窓口を経由しないため、通知カードに付属するマイナンバーカード申請書が使用不可になったことを口頭で伝えるタイミングが存在しない。	【住民の利便性の向上】 最新でない申請書IDが記載されたマイナンバーカード申請書を用いて申請してしまっただけでもカードが作成されることにより、再申請の必要がなくなる。 氏名・住所等が変更になった後も通知カードに付属するマイナンバーカードの申請書が使用できることにより、マイナンバーに関して複数の書類を所持する必要がなくなる。 【行政の効率化】 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担がなくなる。 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付事務連絡)に基づく処理を行う事務負担がなくなる。 誤って最新でない申請書IDが記載されたマイナンバーカード申請書を用いて申請してしまっただけでもカードが作成されることにより、再申請の必要がなくなる。 氏名・住所等が変更になった後も通知カードに付属するマイナンバーカードの申請書が使用できることにより、マイナンバーに関して複数の書類を所持する必要がなくなる。 【行政の効率化】 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担がなくなる。 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付総務連絡)」に基づく処理を行う事務負担がなくなる。	「通知カード及び個人番号カードの交付等」に関する事務処理要領 第23(1)及び(2) 「転入後に交付申請を行った者に係る個人番号カードが転入地市区長村に送付された場合の事務処理について(平成28年2月4日付総務連絡)」 「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象」に係る情報提供及び市区町村で実施する対応について(平成28年9月21日付事務連絡)」	総務省	郡山市	別紙あり ・制度改正前後のフロー比較	旭川市、秋田市、大館市、山形市、鶴岡市、川西町、いわき市、日立市、朝霞市、福川市、船橋市、八王子市、青梅市、川崎市、新潟市、上越市、青森市、多治見市、北方町、島田市、豊田市、湖西市、豊橋市、春日井市、竜岡市、大原市、八尾市、神戸市、松江市、	〇最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行った場合、申請が受理されずその事実が月1回のJ-LISから市区町村への情報提供により判明する。これを受けて、市区町村は申請者へ再申請が必要となる説明を添えて、最新の申請書IDが記載された申請書を作成・交付しなければならない。(月5件程度) ・申請者は、再申請が必要であることを知るまでの期間に加え、再申請から交付までに要する期間の長期にわたり交付待ちの状態となる。 ・市区町村側は、住民の氏名、住所等に変更が生じる届出を受ける際、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生して、制度改正が必要である。 〇マイナンバーカード申請時に手書き用の申請書を用いた際、個人番号の記載欄に不備があると、申請が受付されないまま申請者にも住所の自治体にも受付できなかったとの連絡がない。 そのため申請者はいつまでも何の連絡もなく、理由もわからないままカードが行方不明の状態となっており、苦情の原因となっている。 自治体も受付されていないことの実態がわからないため、J-LISへの確認や申請者への説明に多大な時間を要することとなっている。 そのため、今後は書類の不備で受付できなかった場合はJ-LISから本人あるいは自治体へ受付できなかった理由を明らかにした上で連絡をしていただきたい。 〇申請が受付されなかった者の情報提供及び個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象について住民側への連絡等の対応が月10件程度あり、今後も送付先情報に変更になることが見込まれるため市区町村から住民への連絡増加が予想される。なお、転出した後に個人番号カードが前住地へ届いた者の転出先の市区町村への連絡も増加しており、上記同様他市への連絡対応、住民への連絡対応の増加が予想される。いずれのケースも住民側でなく市区町村を通して連絡を行うため時間がかかっているのが現状である。申請書IDが変更になっても受付を可能にする又は、申請を受け付けなかった旨の連絡をJ-LIS側より行っていたくよう制度改正を要する。 また、手書き用の申請書を住民側がJ-LISに送付したものは住民側、市区町村へも不備の連絡がなされず本市でも住民側への説明に苦慮している。そのため受付できなかった旨の対応について今後、J-LIS側で行っていただくよう制度改正を要する。 〇通知カードに付属するマイナンバーカード申請書の氏名・住所等に変更があった場合、同申請書での申請ができない、カード申請後に住所異動した場合は、異動前の市区町村にカードが送付されるが、当該カードは破棄し異動後の市区町村にその旨連絡し、申請者は異動後の市区町村で改めて申請しなければならない。 また、マイナンバーカードの申請状況等がシステムにおいて確認できないため、住民の照会に対して必ず	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											浜田市、出雲市、広島市、山陽小野田市、高松市、松山市、宇和島市、東温市、北九州市、柳川市、朝倉市、大分市、佐賀市、長崎市、大村市、五島市、宮崎市、都城市	コールセンターへの問い合わせが必要である。 郡山市の支障事例は、全市町村で同様の取扱となっており、申請者においても市町村においても事務及び手続負担軽減を図るため制度改正が必要である。 ○氏名については主として戸籍の届出により変更になるため、マイナンバーカードの申請書を発行する住民登録地市区町村にお客様本人が来庁することなく、通知に基づき修正されることも多い。この場合、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく、マイナンバーカードの申請書IDが変更されてしまう状況である。 住所についても、例えば代理人が住所変更の手続きを行った場合等により、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付できないことも多い。 さらに、外国人の在留情報については、基本的に法務省からの通知により修正され、その際にも新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく申請書IDが変更されてしまうことが多い。 上記などにより、申請書IDが変更となってしまうカードが作成されなかった対象者については、J-LISから市区町村に通知がきたのちに、市区町村から住民に通知を送る経緯となっている。 これにより、市区町村が住民に通知を送る負担が増えるだけでなく、住民がマイナンバーカードを再申請する必要が生じてしまうため、住民がカードを受領するのに時間がかかってしまうという問題が発生している。 ○当市においても、郡山市と同様の理由により、市民がマイナンバーカード(以下「カード」という。)の交付申請を行ってもカードが作成されない事例が月50件程度ある。 当該事例については、毎月地方公共団体情報システム機構から情報提供を受けた後に、カードが作成されない原因を確認し、申請者へ再度交付申請を行うよう連絡しているが、①申請日から申請者へ連絡を行うまでに1か月以上の時間を要していること、②再度交付申請を行うには、申請者に顔写真を再度用意する等の負担が生じること、③交付申請書を受け付けできない理由を説明しても、役所側の理由であるとして申請者の理解を得られないことから、苦情の原因になることが多く、申請者が交付申請を取り止めるなどカード普及の支障になっている。 ○本市においても、同様の事例が発生している。特に申請に不備がある場合で、その不備の内容がJ-LISから申請者に連絡等がされていないため、「マイナンバー総合フリーダイヤル」に市民が直接問い合わせたが、市に問い合わせようと言われたとのこと。 市においても不備等の詳細な内容がわからないため、適切な対応を取れないケースもあり、場合によっては、申請書自体がJ-LISに届いておらず、個人情報などがどこかに漏れているのではないかとといった申請者が不信感を抱くケースに発展したこともある。
24	B 地方に対する規制緩和	その他	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認事項の条件緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準において、包括承認事項に該当する条件として、第2 2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるところを、「概ね10年」への改正	当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回り公費負担が重い状況であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供してもらうことを条件に、設備を現サービス提供会社に無償譲渡する予定である。 しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2 2(1)①において、包括承認事項に該当するには経過年数が「10年以上」との定めがあるため、3か年で市全域に整備した設備を10年経過した財産ごとに区分して譲渡しなければならず、財産の区分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間業者の分担が困難となることから、整備施設全てが10年を経過するのを待って譲渡しなければならない。 ついでには、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2 2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」とおり、「概ね10年」とし、一体の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	早期に民間業者への譲渡が行えれば、現在のサービスに加え業者が持つ様々なサービスの提供や、全市域に光ファイバを整備した当市をフィールドとした実証実験等に活用することが可能となり、サービスの向上につながることを期待される。また、維持管理等に伴う市の公費負担の軽減が図られる。	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省	中津川市		京都府	○当府でも財産処分承認基準が10年となっていたため、廃棄できず、機器を倉庫内に保存していた事例があるため、財産処分承認基準の柔軟な運用は必要。
35	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。 複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも、「他の書類は複写できるのに、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないか」、「調査員を信用してほしいなどの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。 世帯一覧には個人情報に記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものと考え。	調査員の転記時間や立会いのための職員の拘束時間が短縮される。 調査に要する時間と労力が軽減されるとともに調査区の把握が容易になることで、地域に精通していない調査員にも依頼しやすくなり、調査員確保に資する。 転記誤りをなくせることにより精度の高い調査がより効率的に実施できる。	国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定 最終改正 平成23年6月17日)	総務省	松山市	参考資料添付	旭川市、鹿角市、ひたちなか市、相模原市、福井市、軽井沢市、高山市、東蒲町、城陽市、伊丹市、出雲市、徳島県、高松市、武雄市、大村市、宮崎市	○100世帯以上の世帯を転記する場合もあり、調査員に過大な負担となっている。 ○限られた人員体制で事務を進めているため、調査員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の業務に支障が生じている。調査員確保が難しい状況の中、転記等に係る指導により辞退者が増加している。調査員からは、法令遵守と調査の円滑実施のどちらを優先しているのかとの声もある。国民への周知により理解を得ることは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な調査実施に向けての検討を求め。 ○調査員の人員不足や個人情報保護意識の高まりから、調査が困難となる中、調査員には調査の重要性を理解していただき、調査を引き受けてもらっている。さらに65歳以上の調査員が大部分を占めているため、調査員の負担軽減や調査活動の効率化をするためには、国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能としていただきたい。 ○市民のプライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増加しており、調査員からの調査世帯一覧の閲覧ニーズは高い状況にある。調査員の確保が難しくなっている中、調査員に居住する地域外の調査区を依頼するケースが増えていることや、ある程度時間に余裕がある高齢の方を調査員に依頼するケースが増えていることから、閲覧転記ではなく、複写を可能にすることで、調査員の労力が軽減でき、調査員の確保に資すると考える。 ○各種統計調査において、調査区確認に国勢調査情報の利用が可能な場合には、統計調査員の方々が国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧の閲覧、転記、又は複写を行っている。毎月、調査員の方々が閲覧に来ているが、統計調査員の確保が難しい状況であるにも関わらず、調査世帯一覧の転記には平均1時間程度の時間が必要なので、調査員の方々に負担を掛ける状況となっている。また、全数調査の調査期日時点前後の2週間は、職員が調査対象の方々からの問い合わせの対応に手一杯であるにも関わらず、閲覧中の調査員に立ち合わせざるを得ない状況となり、職員への負担も大きなものとなっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
37	B 地方に対する規制緩和	その他	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることが市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づくと、本村は、期日前投票所が1か所であるため、同投票所を開く時刻は繰り上げることができず、閉じる時刻は繰り下げることができないことにより、投票時間を短縮することができない。現在、仕事に就かれている方等は特に立会人を敬遠されることも多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務められているが、1日11時間半の立会の負担が重いことから、その選任に苦慮することもあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。 一方で期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期間にわたる場合には、その設置期間の過半を越えない範囲で投票所を繰り上げて閉じることができれば、立会人の負担の軽減につながると思われる。 多くの町村は、期日前投票所を1か所しか設置しておらず、全国的に人口減少に伴い有権者数は減少傾向にあるにもかかわらず、市町村ごとの現状に沿った期日前投票所の運営が行うことができない状況である。	地域の实情に応じた期日前投票所の運営が可能となり、投票立会人の負担の軽減を図ることができ、それに伴い、多くの方が敬遠される立会人について興味をもつことにもつながると思われる。 なお、投票者が極めて少ない日や時間帯があるため、市町村ごとの現状に沿って期日前投票期間を短縮しても投票への影響は少ないと考える。 また、投票管理者及び選挙事務従事者の負担も軽減され、人件費等にかかる経費の削減も期待できる。	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	総務省	◎鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂村、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村		ひたちなか市、福井県、多治見市、八代市	○【制度改正の必要性】投票日当日の投票所と同じように、選挙人の投票に支障をきたさないと認められる場合には、当該選挙管理委員会が地域の实情を考慮し、期日前投票所の開く時刻の繰り下げ、および閉じる時刻の繰り上げを行うことができるようにすることが必要である。 ○当市の場合は、夜間(19～20時)投票者数の期日前投票全体に占める割合は約10%と、現在のところ、夜間設置の成果は見られるところであるが、立会人の選任については、提案団体と同様、苦慮しているところであり、今後さらに人口減少が進み、夜間投票者数が極めて少ない状況になった場合は、その実情に応じた期日前投票所の運営が必要となる可能性がある。 ○本市においても、投票立会人は高齢者がほとんどで選任には苦慮しているため、期日前投票所の時間短縮は立会人の負担軽減や安定的な人員確保に一定の効果があると考えられる。 また、選挙期日当日の投票所は閉鎖時刻の繰り上げが認められているので、期日前投票においても問題は、過去の投票状況や地域の实情を調査研究する必要がある。
42	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時において、東域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員を派遣するための法制の見直し	大規模災害発生時において、東域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員を派遣するための法制の見直しを求めている。	【支障事例】九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行った。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【効果】被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分 第149回九州地方知事会議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大原市、兵庫府、伊丹市、倉吉市、鹿児島市	○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、職員が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿舎方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援を要請する側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動することは、大変有用であると考えられる。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。 ○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要請しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況であった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考えられる。 ○平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままで、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。 ○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めていたものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。) また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本県には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	【効果】指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されると想定される。) また、処分に対する審査庁が指定都市となることにより、指定都市の受給者にとっての分かりにくさが解消される。 【懸念の解消策】審判員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。 また、指定都市では、県と同様に管下福祉事務所に對する指導監査体制が構築されているため、審査庁としての事務処理は可能である。	生活保護法第64条、65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市	○指定都市が処分となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事業)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。 ○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があった場合の事業処理の加速化が図れるものと思われる。 (H28: 49件中31件(63.3%)、H27: 74件中42件(56.8%)) また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのはいわかりにくいと思われる。 なお、現状において、審査に当たつての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分所(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 ○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。
60	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。 また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	○管理委託先の一元化により、協定書や仕様書様式等を一本化でき、事務手続が簡素化され事務処理コストが大幅に削減できる。 ○手続の簡素化により、自治体の公営住宅管理業務のアウトソーシングが促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネットの構築(公営・特公賃・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住宅管理業務に割かれていた人工を活用して既存ストックの改修や統廃合等、公営住宅ストックの改善促進に間接的に作用することが期待できる。 ○入居者及び入居希望者側においては、各種申請や問合せ先が管理代行者に一本化され、入居者等もワンストップで手続が実施できることによる住民サービスの向上が期待できる。	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	総務省、国土交通省	掛川市、袋井市		沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市	○管理代行と指定管理では、委託者が行える業務の内容の違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながるが、管理委託の一元化は、事務手続きの簡素化になることから、事務処理コストの削減につながる。 ○当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。 ○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅と同様に家賃が応答家賃であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。 ○当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市営で行っていたものを、管理代行制度に移行している(滞納者、不正入居者等への明達請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の实情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
61	B 地方に対する規制緩和	その他	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公用又は公共用に供されることが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月 [事業契約締結の相手方:PFI事業者] イ 施設の設計・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア)四輪技能試験コース 平成30年12月末 (イ)二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ)庁舎、四輪車庫 平成32年1月末 (エ)平面駐車場 平成32年10月末 (オ)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	公有財産の活用を選択肢が増えることで、次のとおり事業の内容や地域の実情に応じた効率的・効果的な公有財産の利活用を図ることが可能となる。 ・余剰地の買主及びその事業内容を早期に特定できるため、PFI事業と余剰地の買主による事業を通じた周辺環境対策(両者を通じた交通動線の設定など)や一体的な施設整備を効率的・効果的に進めることが期待できる。 ・余剰地の早期売却が可能となり、早期の財源確保が可能となる。	・地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	総務省	愛知県		宮崎市	○PFI事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ・PFI事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまちづくりを客与する整備計画とする必要があり、本提案の実現により、効率的かつ効果的な事業推進が可能になると考える。
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考えられる。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県			
78	B 地方に対する規制緩和	その他	指定都市都道府県調整会議における加えることのできる構成員のうち地方議会からの代表者の選出方法について、地方議会に裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議に加入することができる構成員について、地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号の「選挙により」と法定化するのはなく、地方議会において選出方法を決定することができるように見直す。	指定都市都道府県調整会議の構成員については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については、「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿うものである。 また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、当該調整会議は二重行政の解消等を目的とした場であり、その合意事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合と同様の選出方法を法定化することは、手続きとして過大である。 本県では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会の負担が増える。 さらに、議会でのそのような判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くこともあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。	議員の選出方法について法で一律に規定するのではなく、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することにより、特定の課題に関する調整会議の機動的な開催や事務手続きの簡素化など、効率的な行政運営が可能となる。	地方自治法第252条の21の2	総務省	宮城県	分権担当課と事業担当課は同一		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
103	B 地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。 その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める、道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共架に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内の集落から不慣れた資料作成や手続きへの負担があるとの意見が寄せられている。 この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第175条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という目的を達成することは可能と考える。	小規模施設特定有線一般放送に係る範囲の届出に必要とする資料を簡素化することで、届出者の事務負担の軽減に資する。	放送法施行規則第143条から第145条まで	総務省	鳥取県、 関西広域連合、 京都府、 兵庫県、 和歌山県、 徳島県		多治見市	○法の範囲内において、事務手続きの簡素化が図られることが受信者の権利利益の保護に資するものと考えられる。
109	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体の議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(田方地区消防組合⇒駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(裾野長泉清掃施設組合⇒裾野市長泉町衛生施設組合)	構成団体の名称変更について議会の議決を不要し、構成団体へ通知することにより事務の効率化が図られる。	地方自治法第286条第1項、第290条	総務省	伊豆市		ひたちなか市、川崎市、宮崎市、	○当組合は、県内17市町で構成される一部事務組合である。 現在、当組合の構成団体である町が市への移行を目指しているところであり、これに伴い、当組合の規約中、「町」を「市」と変更する必要がある。 本変更は市制施行に伴う単純、軽微な変更であるが、全構成市町の議会の議決が必要であり、事務負担が過大であることから、伊豆市の事例と同様、制度改正の必要性を認めるものである。 また、同構成団体により、地方自治法第252条の6に基づく協議会(都市圏広域行政推進協議会)が設置されている。 協議会の規約変更の際にも、全市町の議会の議決が必要であることから、協議会の規約変更の取扱いについても検討する必要がある(地方自治法第252条の6において例による同法第252条の2の2第3項)。 ○本市は4つの一部事務組合の構成団体になっており、県内の市町村合併が相次いだ時期は合併に伴い構成団体の名称変更が頻繁に行われ、変更を要する一部事務組合から、構成団体として議会の議決を依頼された。 議決を求められた事項には地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市議会が指定した市長の専決処分事項が含まれていたため、専決処分事項と議決事項を分離して議案とすることについて、一部事務組合と協議を重ねた。 このような構成団体との個別の協議は、普通地方公共団体と比べ職員数が少ないと目される一部事務組合にとっては多大な労務を要するものと推察できる。 このため、法の趣旨に沿った範囲で、事務の軽減を考慮した制度改正が望まれる。 ○単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催については、非常に負担。 ○県内自治体では、H30.10.1からの市制施行に向けて準備が進められている。これに伴い、同町が加入する9つの一部事務組合等において、規約の変更が必要となり、のべ235市町村(同町含む)において、議会の議決が必要となる。
128	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施するとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 和歌山県、 鳥取県、 徳島県、 京都市、 大阪市		奈良県	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
286	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①については、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施するとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合			
143	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電話対応、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱うとされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付している。 しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や対応への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多岐にわたり記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。	内容が単なる苦情であることが明らかであり、不服審査請求として不適当な審査請求に対する手続を簡素化することで、行政事務の効率化をはかり、住民サービスの向上のためのリソースが確保できるようになる。	行政不服審査法	総務省	川崎町		ひたちなか市、松原市、宇美町	○窓口対応における職員個人に対する不満等明らかに行政庁の処分でないものについて不服申し立てがされ、行政不服審査法上の手続(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不服審査法上の処分がない場合でも、簡易に却下ができず、事務処理上の非効率が生じている。 ○行政処分に対する申立ての形をとっているものの、審査請求人の主張が明らかに不適法な審査請求が多数行われている。具体的には、審査請求人に不利益のない決定に対して審査請求が行われ、審査請求の理由として、決定内容とは直接関係のない、職員の発言や対応への苦情等が多岐にわたり記載されているなどである。こうした請求が長期間続いていることにより、本来業務に支障が生じている。 ○本市では同様の申出があった場合には、制度の趣旨を丁寧に説明し理解を求めざるを得ないが、困難を要することが十分予想されるため、上記のような制度改正が必要であると考ええる。
158	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込まれにくい。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考ええる。	各地方公共団体の文化施設等を共同して管理・運営することにより効率化が図られる。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省	奈良県			
159	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 公立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考ええる。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県		ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択ののひとつとなり得る。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
192	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の不 適法却下要件の見 直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法なものとして却下することができることとする。	地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適法となるとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事案が生じた(過去には3,900人を超えることもあった。)。この事案において、総代が置かれなまま請求がなされ、陳述の機会が付与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用が生じた。	行政不服審査法に基づく審査請求制度では、共同請求人が総代を互選しない場合、審理員は、総代の互選を命じることができ、その命令を受けた共同請求人が総代を互選しないときは、審査請求を不適法なものとして却下することができることと解されている。 住民監査請求においても、同様の命令を監査委員が発することができることとし、総代を互選しないときは、当該住民監査請求を却下することができるよう求める。 なお、住民監査請求は、住民の権利利益を救済するための制度ではなく、行政不服審査制度と同様の総代の制度を設けたとしても、住民の権利利益の侵害には当たらないと解される。 総代を互選しない場合に却下されることとなると、あらかじめ総代を互選したうえで請求が行われることとなり、通知事務の負担の軽減など、円滑な事務処理に資する。 また、総代が互選されていれば、総代のみが補正に対応すれば足り、請求人の負担の軽減にも資することとなる。	地方自治法第242条	総務省	京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	通知方法に載量の余地はないか検討したが、判例(平成9年9月3日名古屋高裁金沢支部判決)に記載の請求人の権利義務関係を考慮し断念している。	郡山市、ひたちなか市、多治見市、浜松市、山陽小野田市、沖縄県、	○過去に2,000人以上の住民から監査を求められた事例がある。 ○当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。その際、代表者が決められていなかったことから、住民かどうかの確認や、これらの請求人への通知等に相当な時間と労力を費やした模様である。書留・配達証明の費用も多額となる。 ○平成28年度において、共同請求人が394名である事案が生じた。この事案において、代表者(総代)が置かれなまま請求がなされ、受理通知等を請求者全員に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用を要した。 また、請求人に対し、代表者(総代)を置くように伝えたが、「我々は皆が平等に請求をしているので、代表者は置かない」との回答であった。 よって、総代の互選について、監査委員が命令を発することができることとすることで、通知事務の負担軽減など、円滑な事務処理に資することとなる。
193	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参照して監査委員が定めることができるようにすること。	【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなくなったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	各地方公共団体の監査委員の創意工夫により記載事項の簡素化及び明確化が図られれば、住民監査請求をしようとする住民の心理的負担を軽減することができる。 なお、様式を監査委員が定めることとされた場合、京都市においては、請求書の名称を「京都市住民監査請求書」としたうえで、職業の記載を廃止するとともに、請求の要旨に記載すべき事項を明確化したいと考えている。	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	総務省	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市		郡山市、ひたちなか市、新宿区、浜松市、山陽小野田市、熊本県、沖縄県	○業務に支障が出ているとまでは言えないが、住民監査請求の要件や請求書の記載事項を十分に理解し、申請まで行うことが区民にとってはハードルが高い部分もある中で、表題が「職員措置請求書」と定められていることが一層混乱を招いている面がある。表題や様式を平易で分かりやすいものに改正していきたいと考える。 ○住民監査請求をしようとする者から、住民監査請求をしようとしているのに何故職員措置請求書という名称の書類をかかなくてはならないのかと質問をされたことがある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
194	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派・58議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求においては、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があり、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期限が一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として粗雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にかなうと解されるところ、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。	監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合においては、期間を延長することにより、適法に、詳細かつ質の高い監査を行うことができる。 また、これにより、住民が監査の結果に納得し、住民訴訟を提起する必要がなくなったときは、住民側、行政側双方の負担が軽減されることとなる。	地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号	総務省	京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪府		京都市、ひたちなか市、福井市、浜松市、門真市、山陽小野田市、高松市、熊本市	○本市においても、調査期間中に年末年始をはさんだことや、複数の請求が重なる等、調査期間が充分であったとは言い難い事例があった。また、実質審査の過程において要件の欠如が認められた場合、60日間は補正措置までの十分な期間を請求人に与えることも困難である。よって、監査委員の判断に基づいて監査の期間延長を行うことができると認める。 ○本市においても、政務活動費に係る監査請求において60日を超えて監査結果を出した事例がある。法的安定性の見地から請求の期限を1年以上と規定していることとの整合性を考えた場合、監査委員の裁量で際限なく延長できる制度とすべきではないので、期限を定めて延長することができるよう規定しておく必要があるのではないか。また、延長することを請求人が認めなければならない制度設計とするか否かも検討を要する。さらに、60日の期間を延長した場合に、請求人に通知することも規定しておく必要があるのではないか。 ○本市では、請求書の内容に補正を求めた場合であっても、監査委員の監査及び勧告を必ず60日以内に行うようになっている。 住民監査請求については、市民からの請求により随時に行う監査であり、定期監査のように計画的に行うことはできず、また、請求内容も事前には不明であり、あらかじめ準備しておくこともできない。 このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短時間で大量の資料を確認したりしたこともあった。 これまで60日を超えて、監査等を行った事例はないが、制度改正の必要性はあると考える。 但し、延長する場合にも、次の3条件を付することが必要であると考える。 (1) 期間延長に当たっては、真にやむを得ない理由がある場合に限る。 (2) 延長できる期間については、無制限でなく、一定の限度(例えば延長60日まで)を設ける。 (3) 請求者に対して、延長理由等を付して通知する。
204	B 地方に対する規制緩和	その他	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。 「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。 この取り扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。 本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものとする。	規制が緩和されることにより、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の参画が可能となり、多様な意見を区政に反映させることが可能となる。	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	総務省	新潟市		川崎市	
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されません。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定列举された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	【制度改正の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公会計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公会計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書の方は金融機関の窓口でしか支払ができないため、コンビニでも支払ができるようになるようご要望をいただいております。利便性の向上も課題です。 【制度改正の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を支払いやすいよう、コンビニでの納付ができる仕組みを整えることが必要です。学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り1%の約2,000件及び毎月分の督促状約8,000件は納入通知書払いとなっており、保護者からは、利便性が悪いためコンビニエンスストア等で支払えるよう改善を求められています。なお、未納額は、過年度繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市		千代田区、豊橋市、京都府、大阪府、山陽小野田市、大村市、大分県	○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。 ○現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時には保護者から同様の意見をいただくことが想定できる。 地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公会計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込めると思われる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
265	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】所有者等を確認するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合は含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内が定かではない。	従来確知できなかった空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市	いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○ 近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本を取得したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地にて文書を交付したところ、返送されなかったため、転送されたものと想定されたが、転送先の住所が区では把握できないためそれ以上の対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまっただけで、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特措法の対象外だが、今後も同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。 ○ 空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも係わらず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されていれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるように欲しい。 ○ 当市でも同様に住民票を置いたまま移動したために空き家の管理者等を確認できない事例が存在する。空き家の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。 ○ 当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が当該空き家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるが、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○ 既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっている等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。 ○ 当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができず、対応に苦慮するという同様の支障案件が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家等対策に有効であると考ええる。 ○ 当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においたまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法10条の対象になるか国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○ 明らかに居住が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたとみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。 ○ 当県内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考える。 ○ 住民票を空き家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考ええる。 ○ 当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聴き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効な手段であると考ええる。 ○ 当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家等対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空き家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考ええる。 ○ 所有者等の確知には大きな労力を要すること。また、利用できる情報をもつても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考ええる。 ○ 空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事例があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。 ○ 所有者が住民票を異動させずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。 ○ 種々事情があり郵便転送手続きをしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決にもつながる。一定の条件をつけてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。 ○ 当市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。	
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。【支障事例】放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があるが、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一体化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、三條市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確認できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。 ○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多くように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一体化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務的に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることも検討すべきではないかと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされず、法定相続人が多数にわたった場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話審判を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができた。解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 ○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たう	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>えて親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。</p> <p>○ 問題のある空家等については多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。</p> <p>○ 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定できれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。</p> <p>○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。</p> <p>○ 本市においても1件の空室等に対し6〜7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及び不問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが親が在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。</p> <p>○ 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。</p>	
285	B 地方に対する規制緩和	その他	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	<p>【現状】平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。</p> <p>【支障事例】同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならないが、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載するが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の時間に加え、情報管理等の負担が重たくなっている。なお、通知書の受け手側の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすいと思われる。ただし、「名寄せの際に事務が複雑になる」、「複数の様式が存在すると手続ミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能とされた。</p> <p>【参考】 洲本市申告特例通知実績】平成28年1月1日〜12月31日寄附分 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5.051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度</p>	<p>複数の者に係る申告特例の通知を1枚の様式で可能とすることで、市町村の事務負担の軽減に資することができる。また、様式を受け取る側にとっても、様式の枚数が減少するので管理が容易となる。</p>	<p>・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則附則第2条の4、第55号の7 ・「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章24の6(6)、(7)</p>	総務省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旭川市、鹿角市、山形市、三条市、山梨市、豊田市、出雲市、高松市、大牟田市	<p>○【支障事例】平成27年度税制改正において、ワンストップ特例申請が導入されてから、当該申請に係る事務量が増大し、1月10日までに申請書の受付を締め切り、1月末までに居住自治体に通知を发出しなければならないことから、1人につき1枚の通知を送付するとは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。試行錯誤しながら遅延につながらないよう、事務を遂行しているが、その期限を過ぎて送付してしまった場合、居住自治体より送付遅延により受付を拒否され、結果、寄附者が確定申告をしなければならなくなり、不利益が生じたケースがあった。</p> <p>【制度改正の必要性】同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、大量の通知書を送付する必要があり、必要な情報をリスト化して送付することは煩雑な事務の簡素化、ペーパーレス化の観点からも非常に大きい。また、個人情報保護の観点からも、様式改正することで、大量の通知の保管等、送付及び送付先自治体の負担軽減につながり、当該特例の運用の向上につながる。</p> <p>【参考】 他市申告特例通知実績①】平成28年1月1日〜12月31日寄附分 通知:13,075件、919自治体(特別区等含む。) ※ 当市におけるワンストップ特例に係る業務(申請受付から通知送付まで)の推定時間は概ね5分13,075件×5分=1,089時間</p> <p>○「寄附金税額控除申告特例通知書」は、提案市同様事務負担の、個人番号の取扱いにより情報管理等の負担が重くなる一方で、一覧表にすることで、送付の枚数や作業量が削減される。</p> <p>【参考】 他市申告特例通知実績②】平成28年1月1日〜12月31日寄附分 通知:207通、127団体・区 ※推定作業時間 207通×5分/1通=約1,035時間 ※1通の通知書作成は約5分程度</p> <p>○当初課税準備の繁忙期における事務の効率化は重要な課題であるが、当市における平成28年中の寄附に係る申告特例通知の受付件数は1万通を超えており、事務作業の手が膨大している。現在は、課税処理のために、通知1枚ごとに個人管理業務を記載したり、ハンチ項目に記号を付すなどの準備作業を行ったうえで、ハンチデータ化を行っている。申告特例通知が一覧表になり、かつ電子データでの受領が可能となれば、準備作業が大幅に軽減され、ハンチが不要になることから、当初課税事務の大幅な効率化が図られる。</p> <p>○「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」については、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならないが、本市においても、平成28年分は約2,900通の通知書を作成する必要があり、データ作成・印刷等にかかりの時間を要した。また、通知書には個人番号の記載があることから、慎重な取扱いが必要と判断し、約70の自治体に簡易書留にて送付したため、郵送経費がかなり増加した。そうしたことから、事務・経費削減のために、自治体ごとに一覧表で通知する様式に変更し、電子データでのやりとりを可能としたい。ただし、電子データのやりとりは、個人情報の漏えい等生じないように慎重な送付方法を検討してほしい。</p> <p>また、当市の通知書を受け取る側においては、個別に賦課資料を管理しているため、一覧表のデータから個別資料が作成できるようにしてほしい。</p>	
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	<p>公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。</p>	<p>道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。</p> <p>国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事例も存在している。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。</p>	<p>所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン</p>	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	福島県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市中津川市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島県	<p>○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3〜6ヶ月)、行方不明者の調査(3〜6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってほしい。</p> <p>○ 本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸防防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみ49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不著名財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不著名財産管理人との間で、訴訟提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○ 市の中心部においては相続財産に産地があり、相続が死んでいる場合が多いが、都市隣辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が種家や住民の共有持分となっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持分の共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたって相続が未完の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動が激しくなるなど更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍簿本、改製原戸籍簿の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれ的人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから遡跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず、現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中等である。急傾斜事業のための地補償費は課題であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員に共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地権団体の設立および認可地権団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
											<p>置している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記があり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に関しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改革が必要であると考え、これにより、内閣府と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内閣府を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考え、</p>	